まちづくり活動を応援します！

（令和９年度加古川市協働のまちづくり推進事業を募集中！）

主催	加古川市
日時	募集期間：令和８年 10 月１日（木）～11 月 13 日（金）
場所	市民活動推進課（カピル 21 ビル５階）
内容	団体のみなさんが自主的・主体的に取り組む社会一般の利益を目的とする事業の提案を募集し、協働で取り組む事業として採択された場合は、その事業にかかる経費の一部を補助します。 さまざまな地域の課題解決に取り組む事業や、新たに立ち上げる事業のほか、魅力的な賑わい空間の創出をテーマにした事業などを募集します。 前回に引き続き、加古川河川敷でのイベントについては、100%補助を継続していますので、今回もたくさんのアイデアをお待ちしています。 〔提案募集期間〕 ●10 月１日（木）から 11 月 13 日（金）まで 〔補助金の区分〕 ・地域協働型・・・・・・・・・・ 上限 30 万円（補助率　50%） ・スタート応援型（一般枠）・・ 上限 50 万円（補助率　50%） ・スタート応援型（学生枠）・・ 上限 20 万円（補助率 100%） ・テーマ設定型・・・・・・・ 上限 100 万円（補助率 100%） ・課題解決型（行政提案枠）・・上限 100 万円（補助率　50%） ・課題解決型（団体提案枠）・・上限 100 万円（補助率　50%） 〔注意〕 今回募集する事業提案は令和９年度に実施する事業であり、令和９年度予算の成立を前提として募集するものです。予算が成立しなかった場合など、補助金交付事業を実施しないこともありますので、ご理解のうえご提案ください。 詳細は「募集案内」をご確認ください。 （　初めて　・　恒例　・　●回目　）
対象（参加者）	町内会、市民活動団体、学生団体、民間事業者など（※補助金の区分によって要件が異なります）
定員	
参加費	
申込先・方法	令和８年 10 月１日（木）から 11 月 13 日（金）までの期間に、市民活動推進課まで事前連絡のうえで直接お越しください。

目的・背景 その他	加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

市ホームページ	掲載済み ・掲載予定（●月●日）・掲載しない
広報かこがわ	10 月号に掲載・●月号に掲載予定・掲載しない

問合先

加古川市　市民活動推進課　市民協働係
（担当：河島・橋詰）☎０７９-４２７-９７６４



令和９年度
協働のまちづくり推進事業
提案募集

募集期間

10/1(木)～11/13(金)

補助額・補助率

最大100万円

50%～100%

ホームページはこちら

加古川市　市民活動推進課

☎ 079-427-9764

所在地　加古川市加古川町篠原町21-8
（カピル21ビル5階）

受付時間　平日9:00～17:00
（12:15～13:15を除く）

目次

1. 協働のまちづくり推進事業とは. . . p1

2. 提案できる団体. . . p1

3. 提案できる事業. . . p2

4. 補助金額と要件. . . p3

5. 補助対象経費. . . p7

6. 補助対象外経費. . . p9

7. 補助金額の算出方法. . . p9

8. 事業全体のスケジュール. . . p10

9. 提案書の提出. . . p11

10. 検討の方法. . . p12

11. 事業実施にあたっての留意事項. . . p13

12. 河川敷の使用における注意事項. . . p14

13. 河川敷の使用手続き. . . p14

14. その他. . . p15

15. よくある質問(Q&A). . . p16

1. 協働のまちづくり推進事業とは

加古川市では協働によるまちづくりを進めており、町内会・自治会（以下「町内会」という）、市民活動団体、事業者、行政などの多様な主体が、それぞれの特徴を生かして一緒にまちづくりに取り組むことを目指して、『協働のまちづくり推進事業』を実施しています。

この事業では、令和8年度に社会一般の利益を目的とした事業の提案を募集し、令和9年度にその事業にかかる経費の一部を補助することで、団体のみなさんを応援します。

今回募集する事業提案は令和9年度に実施する事業であり、令和9年度予算の成立を前提として募集するものです。予算が成立しなかった場合など、補助金交付事業を実施しないこともありますので、ご理解のうえご提案ください。

2. 提案できる団体

地域協働型・スタート応援型（一般枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①～⑦の要件を全て満たす団体を対象とします。

① 5人以上の会員が提案事業に関与し、実際に活動を行っている団体
② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
③ 継続的な活動をしている又は活動していく見込みの団体
④ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
⑤ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
⑥ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
⑦ 営利活動を目的としない団体（※）

※テーマ設定型・課題解決型は営利活動を目的とする団体も対象となります。

スタート応援型（学生枠）

次の①～⑥の要件を全て満たす団体を対象とします。

① 5人以上の学生のみで構成される団体
② 団体の運営に関する規約や定款などを定めている団体
③ 事業の実施から実績報告まで責任を持って履行できる団体
④ 暴力団及び暴力団員等が関与しない団体
⑤ 政治・宗教上の主義を推進・支持し、又は反対することを目的としない団体
⑥ 営利活動を目的としない団体

★1団体が提案できる事業は、補助の区分に関わらず1年度につき1提案です★
（団体の構成員のうち3分の1以上が同じ団体は、同一団体とみなします）

3. 提案できる事業

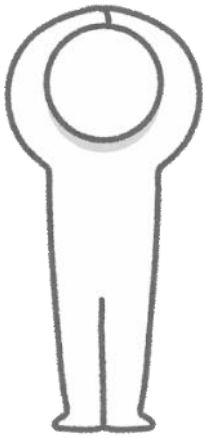
地域協働型・スタート応援型（学生枠）・テーマ設定型・課題解決型

次の①～③の要件を全て満たす事業を対象とします。

① 社会一般の利益を目的とする事業

② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業

③ 令和9年4月1日～令和10年3月 31 日の期間に実施する事業



スタート応援型（一般枠）

次の①～⑤の要件を全て満たす事業を対象とします。

① 社会一般の利益を目的とする事業

② 事業の主な効果が加古川市内で生じる事業

③ 団体が「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業（※）

④ 令和9年4月1日～令和10年3月 31 日の期間に実施する事業

⑤ 令和9年度から3年間の事業計画を策定している事業

※「新たに開始する」又は「開始して間もない」事業とは…？

次の①～③のいずれかに該当する事業を指します。

① 新たに立ち上げる又は立ち上げて3年未満の団体が実施する事業
なお、団体の名称が変更されていても、構成員の3分の1以上が同じ人で構成された団体の場合、同一団体とみなし、新たに立ち上げた団体とみなしません。

② 既存の団体がこれまでと異なる分野や活動内容で新たに開始する又は活動を開始して3年未満の事業

③ 既存の団体がこれまでの活動拠点に加えて、新たに活動の拠点を増加させて実施する事業
（事業の実施年数は、令和9年4月1日を基準日とします。）

注意

「3. 提案できる事業」の要件を全て満たしている場合でも、次の①～④のいずれかに当てはまる事業は対象外です。

① 加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金などを受ける事業
※本補助金の交付決定後に加古川市（外郭団体を含む）から委託や他の補助金を受けることになった場合は、補助金の交付決定を取り消します。

② 営利を目的とする事業

③ 趣味的な活動や共益的・互助的・親睦的な事業

④ その他公序良俗に反する等、補助事業として適当でないと認められる事業



4. 補助金額と要件



地域協働型

地域の課題解決のために多様な主体と連携して実施する事業を支援するため、地域団体（町内会・PTAなど、地縁による団体）や市民活動団体を対象に、必要な経費を補助します。

上限 **30**万円　補助率**50**%

＊地域団体が申請する場合は、市民活動団体や他の地域団体と協働すること
＊市民活動団体が申請する場合は、地域団体と協働すること

（例）町内会と防災団体の「救命講習」や「防災訓練」
町内会と環境団体の「ごみ減量ワークショップ」や「地域ミニ菜園づくり」
町内会と子育て支援団体の「高齢者と子どもの遊び・学び交流会」
町内会と市民活動団体の「地域 LINE アカウントの立上」や「「高齢者デジタル活用支援」
PTA・町内会と防犯団体の「地域安全講座」や「通学路の危険個所調査と安全マップ作成」

スタート応援型（一般枠）

市民活動団体が新たに実施する事業を支援するため、活動をはじめて3年未満の事業を対象に、必要な経費を補助します。

上限 **50**万円　補助率**50**%

＊同一事業への補助金交付は最大2回まで補助金交付が終了したら、団体の自己資金で事業を継続して実施いただくようお願いします。

スタート応援型（学生枠）

学生のまちづくり活動を支援するため、学生で構成される団体が実施する事業に必要な経費を補助します。

上限 **20**万円　補助率 **100**%

＊学生のみで構成されていること

テーマ設定型

市が目指す「かわまちづくり」の主旨に沿って実施する事業に必要な経費を補助します。

上限 **100**万円　補助率 **100**%

＊詳細は次のページ

課題解決型（行政提案枠）

市が指定する課題を解決するために実施する事業に必要な経費を補助します。

上限 **100**万円　補助率 **50**%

＊市が指定する課題は 5・6ページへ

課題解決型（団体提案枠）

団体が提案する市の総合計画に合致する事業に必要な経費を補助します。

上限 **100**万円　補助率 **50**%

＊同一事業への補助金交付は最大3回まで
＊市の担当課が提案事業を応援し、提案団体と協働すること
（提案団体による単独での実施は対象外となります）

テーマ設定型

市が目指す
「かわまちづくり」とは・・・

加古川市は、JR加古川駅から歩いて行ける一級河川加古川の「かわ空間」と「まち空間」が融合する良好な空間形成を目指し、新たな賑わいを生みだす「かわまちづくり」に取り組んでいます。

そこで、魅力的な賑わい空間の創出を目的として、加古川河川敷が有するポテンシャルとロケーションを活かし、市民が楽しめるイベント等を実施する事業を応援します。

[イベント会場]

場所：左岸JR北側駐車場から加古川バイパス南側運動広場までのエリア（下図青枠内）
※工事の関係で使用制限があります。詳しくは、事前相談時にお尋ねください。

期間：令和9年５月～令和10年３月
※5月～6月及び11月～3月は土日の開催に限る。（月～金及び１月１日、２日は不可）

回数：1団体につき10回まで（複数日にわたって開催する場合は、開催日ごとに1回として数えます。）

ご提案いただいた内容は、河川管理者と協議のうえ、決定しますので、内容によっては実現が難しい場合も想定されます。しかしながら、先駆的なアイデアによる幅広いご提案をお待ちしていますので、お気軽にご相談ください。

なお、市の行事等によって、イベント実施希望日を調整いただく場合があります。その他、提案団体の希望日が重複した場合は、提案内容検討会（公開プレゼンテーション）で評価の高い団体を優先しますので、採択後に再度日程調整が必要になる可能性があります。



黄色の枠線部分は臨時駐車場として使用できます。
（バイパス北側～北側既存駐車場手前まで）

令和９年度は工事の関係上、本来ステージを設置していた場所が使用できないため、**大きな音の発生が見込まれる事業は禁止とします。**
特に、スピーカー等の音響機器を使用する音楽イベントや、大音量を伴うパフォーマンスなどのステージイベントは実施できません。

赤の斜線部分は**使用できません。**

青の枠線部分は使用できます。（イベント会場）
※斜線部分（臨時駐車場）は芝生保護材を損傷する可能性があるため、**ペグ打ちなど地面に打ち込むものは禁止。**（テント等は重しで固定すること）
運動広場の芝生箇所は、ペグ打ち可能。ただし、ペグは直径2㎝以下のものに限ります。

課題解決型（行政提案枠）

次の項目は、市の担当課において提案を求めたいテーマや事業等の一覧です。

1. 認知症高齢者等の本人及び家族会の活動に対する支援

協働先：高齢者支援課

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、認知症高齢者（若年性を含む）本人及びその家族に対する支援が適切に行われ、地域において安心して日常生活を営むことができるようにすることが基本理念として定められています。

本市では、認知症高齢者（若年性を含む）本人やその家族の声を起点としたまちづくりを目指しており、当事者の方が安心して暮らせるための活動を支援します。

例）認知症患者本人やその家族のピアカウンセリング、認知症に関する講演会等

2. 障がい者スポーツを楽しむ場づくり

協働先：スポーツ・文化課

スポーツを通じて豊かな生活を営むため、すべての人がスポーツに参画できる機会を確保しなければなりません。そのためには、障がいの有無にかかわらず身近な場所でスポーツに親しめる環境づくりが必要です。

しかし、本市では市内を拠点として活動する障がい者スポーツ団体等が少ないのが現状です。

いつでも、だれでも、どこでも気軽に障がい者スポーツを楽しむ「場」ができるよう、地域で障がい者スポーツを普及しようとする活動を応援します。





3. 災害時における自助、共助の啓発

協働先：防災対策課

災害時の自助、共助について、地域等が主体となり考え、備えるための啓発活動を応援します。

例）・防災訓練・イベント等の実施
・市民向け研修会の実施

4. LGBTQ+の人々や Ally のための交流の場づくり

協働先：市民活動推進課
（男女共同参画センター）

LGBTQ＋の人々の生きづらさの解消や性の多様性に関する普及啓発として、当事者や、当事者を支援するグループ等と協力し、LGBTQ＋の人々や Ally のための交流の場づくりや、Ally を増やすための取り組みを応援します。

※Ally（アライ）とは、性の多様性について理解し、LGBTQ＋のために行動する人、その意思を表明している人のことです。

5. 若い世代の婚活支援

協働先：こども政策課

加古川市では、結婚や出産、子育てに希望を抱く人が、安心してその思いを叶えられ、こどもや若者が健やかに育つまちづくりを推進しています。

結婚や将来のパートナーとの出会いに関心を持つ人に向けて、気軽に参加できる交流の場や、前向きに婚活を考えるきっかけとなるイベントを通じて、婚活支援の取り組みを応援します。

例）
・婚活イベント等の実施
・婚活や結婚について学び、相談できるイベントの実施

5. 補助対象経費



下表に掲載されているもののうち、提案事業にかかる
直接的な経費のみを対象とします。
※どの区分に該当するか不明な費用や提案書にない費用は、必ず事前に
お問合せください。相談なく支出された経費は、補助対象経費として認められません。

区　分	対象となるもの	対象とならないもの	条件
報 償 費	・講演会やイベント等の講師への謝礼	・団体構成員への支払い	テーマ設定型・課題解決型のみ対象
交 通 費	・団体の活動拠点（事務所の所在地）から、市内の活動場所への移動に係る経費 ・補助事業の当日または団体構成員以外の者との打合せ等に必要な移動に係る経費 ※　次頁の「交通費の詳細について」を参照してください。	・団体構成員だけで活動する際の経費 ・市外への移動に関する経費	スタート応援型（学生枠）のみ対象
消耗品費	・文房具、コピー用紙、インク、ファイルなど、1品1万円未満の物品	・食品、食材 ・団体構成員の勉強用の資料など、事業の中で直接使用しないもの ・個人所有となるもの	
燃 料 費	・事業で使用する草刈機や発電機等の燃料	・移動目的に使用する燃料 ※　スタート応援型（学生枠）のみ、交通費として計上できます。	
印刷製本費	・パンフレット、チラシ、ポスターなどの印刷代	・団体紹介や活動報告など、団体の運営に関する印刷物	補助金の助成事業であることが明記されていないものは、補助対象外
通信運搬費	・切手代、郵送代	・電話代 ・インターネット使用料	事業のために使用したと判断できないものは、補助対象外

保険料	・イベント保険やボランティア保険の掛金		
委託料	・会場設営や警備などの専門業務や資格等が必要な業務の委託料	・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 ・個人への委託料(※)	テーマ設定型・課題解決型の場合
	・資格や免許が必要な業務の委託料	・会場設営や警備などの専門業務の委託料 ・事務所の管理委託などの一般業務の委託料 ・個人への委託料(※)	地域協働型・スタート応援型の場合
使用料 賃借料	・会場使用料 ・器材使用料 ・レンタカー代	・事務所などの家賃に相当するもの ・経常的に使用する機器の使用料	
備品購入費	・1品1万円以上10万円以下の物品	・カメラ、パソコン、机など、事業以外にも団体が経常的に使用する物品	スタート応援型(一般枠)のみ対象 備品購入費の総額が25万円を超えないこと
その他	・上記の区分にあてはまらない経費で、市長が特に認めたもの		事前に相談してください。

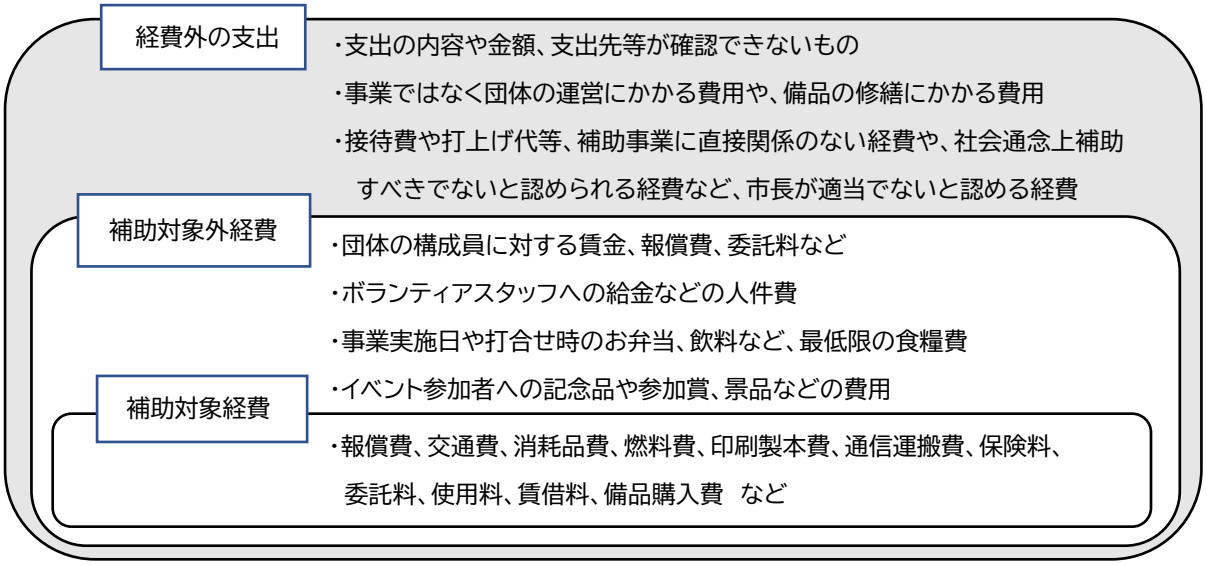
※詳細はp.19 のQ.28 参照

交通費の詳細について 【スタート応援型(学生枠)のみ】

移動の方法	対象となる経費	備考
車、バイク等	・燃料費	・自家用車を使用した場合は、1㎞あたり12円を、レンタカーの場合は領収書の金額を補助対象経費とする。
	・駐車場代(必要最小限の台数) ・駐輪場代	・施設等に無料駐車場がある場合は、そちらを優先して使用すること
バス・電車	・バス、電車の運賃	

6. 補助対象外経費

補助対象外経費とは・・・補助対象経費としては認められないが、事業実施に必要な経費
経費外の支出とは・・・事業の実施に直接的に必要とは考えにくい、または不適切な支出



7. 補助金額の算出方法

(1)地域協働型・スタート応援型(一般枠)・課題解決型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。
なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。
① 補助対象経費の合計 × 50%
② 総事業費 － (他団体からの補助金等 ＋ 寄付金・協賛金 ＋ 事業収入)

(2)スタート応援型(学生枠)・テーマ設定型

次の①、②のうち、少ない方の額を補助額とします。
なお、②により算出した額がマイナスとなる場合は、補助金の額は0円になります。
① 補助対象経費の合計 × 100%
② 総事業費 － (他団体からの補助金等 ＋ 寄付金・協賛金 ＋ 事業収入)

(3)算出方法に関する注意事項(全ての補助の区分で共通です。)

① 算出した補助金の額に、千円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り捨てます。
② 算出した補助金の額が、各補助金の区分に定める上限額を超える場合は、その上限額が補助金の額となります。
③ 提案事業に係る収入があった場合は、補助金額の算出に影響しますので、いつ、誰から、どのような目的のお金を受け取ったのかを、必ず記録しておいてください。
④ 本補助金の交付後に、提案事業に係る収入があったことが発覚した場合、補助金の一部又は全部を返還していただくことがあります。
⑤ 交付決定額が補助金の上限となりますので、収支予算を立てるときには綿密に積算してください。
⑥ 交付決定額よりも確定額の方が少なくなった場合、補助金は確定額で支払います。事前に補助金の支払いを受けている場合は差額を返還していただくことになります。

8. 事業全体のスケジュール（予定）

【令和8年度】

10月１日(木) ～11月13 日(金) 	**市民活動推進課に相談・提案書の提出** 提案内容や収支予算などの相談を行います。 相談の結果、内容等について一部見直しをしていただく場合もあります。 相談後1週間以内に提案書を提出してください。
11月下旬 ～12 月上旬 	**一次審査結果通知**〈課題解決型のみ〉 市が協働して取り組むべき事業であるか否かを判断し、お知らせします。協働できないと判断した場合は、次のステップに進めませんのでご了承ください。 ※その他の区分は、公益性が低い場合にのみ却下の通知をします。
～12月中旬頃 	**提案内容について担当課と話し合い**〈課題解決型のみ〉 提案団体と提案内容に関係のある課が、事業の目的、内容、協働の方法等（役割分担など）について話し合います。 話し合いには市民活動推進課も同席します。
～1月22 日(金) 	**提案書の本提出** 修正が必要な場合は期日までに修正し、次のページに記載の提出資料（構成員名簿・団体規約・その他必要な資料）を添えて提出していただきます。
3月 16 日(火)、3月 17 日(水) 	**公開プレゼンテーション** 市民交流ひろばで開催予定。（日程は後日お知らせします。） 提案内容などのプレゼンテーションを行っていただき、「加古川市協働のまちづくり推進事業提案内容検討会」で評価します。 提案書の内容通りに発表してください。 公開プレゼンテーションを欠席された場合は、辞退したものとみなします。 公開プレゼンテーションは団体のメンバーのみが発表できます。
3月末 	**採択（二次審査）結果通知** 事業採択／不採択を決定しお知らせします。

【令和9年度】

4月1日(木)～ 	**交付申請書の提出** 補助金を交付するための申請をしていただきます。
4月上旬 	**担当課と事業内容の打合せ**〈必要に応じて〉**・事業実施** 実施年度の初めに、市の担当課と事業内容の打合せをしてから事業を実施します。
10月頃 	**中間報告書の提出** 事業の進捗状況を報告していただきます。
3月末	**事業完了** **実績報告書・補助金請求書の提出** **補助金支払い** 早くに事業が完了する場合は、完了した時点で提出していただきます。 必ず完了から2週間以内に提出してください。

9. 提案書の提出

【提出期間】　相談受付：令和8年10月１日(木)～11月13 日(金)
本 提 出：～1月22 日(金)
※土・日曜日、祝日の休業日を除く。
※相談後1週間以内に提案書の提出が必要。

【提 出 先】　加古川市 市民活動推進課(カピル21ビル5階)
TEL：079-427-9764(直通)
9時～17 時 ※12 時 15 分～13 時 15 分を除く。

【提出方法】　直接持参もしくはメール

【提出書類】　① 加古川市協働のまちづくり推進事業提案書
・提案事業内容(別紙1)
・提案事業の収支予算(別紙2)
・提案団体の概要(別紙3)(町内会は不要)
② 添付資料
・構成員名簿(町内会・民間事業者は不要)
※スタート応援型(学生枠)に応募する団体は、構成員の「学校名」「学年」がわかるように記載してください。
・団体規約(町内会は不要)
・会場配置図(テーマ設定型のみ)
・その他提出が必要と判断したもの

【駐 車 場】

1.加古川駅前立体駐車場
2.オーエムパーキング
3.平成パーキング
4.OK パーキング
※1～4が提携駐車場



申請時の注意事項

・お越しの際は、事前に日時をご連絡ください。
・事前にご連絡をいただいていない場合は、長時間お待ちいただくことがあります。
・提案書は返却しませんので、必ず写しをとっておいてください。

10. 検討の方法

提案事業ごとに以下の項目について評価します。提案書はこれらの項目を踏まえてご記入ください。

地域協働型
① 事業内容が地域の実情に合っていて、地域住民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
④ 継続的に事業に取り組むことや、今後、事業を発展させていくことができるか。
⑤ 他の地域へ波及させたい事業か。

スタート応援型（一般枠）
① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
④ 継続的に事業に取り組む計画があるか。
⑤ 補助金に頼らずに事業を継続していくために、自主財源の確保に努めているか。

スタート応援型（学生枠）
① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業によって解決しようとする課題が明確になっているか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
④ 学生のまちづくり活動として、他の学校や学生へ波及させたい事業か。
⑤ 学生ならではの視点や自由なアイデアが盛り込まれているか。

テーマ設定型
① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業が「かわまちづくり」の実現のために、より効果的か。
③ 来場者の安全に十分な配慮がされているか。
④ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
⑤ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

課題解決型（行政提案枠）
① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 事業が課題解決型で示す各課題の実現のために、より効果的か。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
④ 市と協働することにより、高い相乗効果が期待できるか。

課題解決型（団体提案枠）
① 事業の対象者が幅広く、多くの市民の利益になるか。
② 市の課題に合致し、市との協働により高い相乗効果が期待できるか。
③ 事業内容（予算、手法、スケジュールなど）が実現性をもって意欲的かつ具体的に計画されているか。
④ 発想や着眼点に先駆性や独創性があるか。

※検討会委員が各項目5点、合計25点満点で評価します。（課題解決型については②の得点を2倍）

※委員採点から平均点を算出し、その結果を参考に市が事業ごとの得点（25点満点）を決定します。

※15点未満は自動的に不採択となります。

※事業採択の適否及び補助金交付可能額は予算の範囲内で決定します。事業が採択されない場合や、希望した補助金額に満たない額となる場合もありますので、ご了承ください。

11.事業実施にあたっての留意事項

領収書は必ず保管してください！

補助対象経費については、実績報告の際に領収書の原本を提出していただきます。

領収書の紛失やもらい忘れなど、実際に支出していても証明するものがない場合は対象にできませんので、取得や保管には十分ご注意ください。

また、領収書などの宛名が記載されていない場合や、団体の正式名称が記載されていない場合、購入したものが領収書から判別できない場合も、対象にできません。

事業費の削減を！

事業に係る経費に関しては、見積り合わせを行い、最安値の事業者と契約するなど、経費の削減に努めてください。

印刷物には「令和9年度加古川市協働のまちづくり推進事業補助金助成事業」の記載を！

補助事業に関する印刷物（チラシやポスターなど）には、加古川市協働のまちづくり推進事業補助金を活用して実施する事業であることを明示してください。記載がない場合、その印刷物にかかる経費は**補助対象外**となります。**テーマ設定型については、ミズベリングのロゴも忘れず掲載してください。**

※内容確認のため、**印刷前のデータを市民活動推進課へお送りください。**

※主催は必ず団体名にしてください。

事業の見学に行かせてもらいます！

現地に伺って事業実施の様子を確認させていただくことがありますので、日時や開催場所などの詳細が決まり次第、必ず市民活動推進課へお知らせください。

活動状況の記録をお忘れなく！

事業に関する活動はこまめに記録をしてください。（打合せや準備作業なども含む。）

活動日や活動場所、参加人数や内容、活動の様子の記録写真など、事業の中間報告や実績報告などの際に必要になります。

変更がある場合は必ず相談を！

提案時から事業内容や経費に変更が生じた場合は、必ず事業実施前に市民活動推進課まで相談してください。相談なく変更・支出された経費は、補助対象経費として認められません。

飲食物の提供をする場合は保健所に確認を！

事業の中で飲食物を提供する際は、有償・無償に関わらず保健所の許可が必要な場合がありますので、必ず事前に相談してください。

合わせて採択後進め方手引き書を確認してください！

領収書の例示や、経費支払い時の注意事項など、上記を含めた事業の進め方に関する手引書を作成していますので、合わせて確認してください。

https://www.city.kakogawa.lg.jp/soshikikarasagasu/shiminbu/kyoudou/kyodo/48043.html

手引書はこちら

12.河川敷の使用における注意事項

① 公園内では喫煙をしないこと。
② 日没後は火気を使用しないこと。
③ 地面に直接火気を近づけないこと。
④ スピーカーを使用する音楽イベントやパフォーマンスなどのステージイベント等、大きな音が発生するイベントは実施しないこと。BGM を流す目的でのスピーカー使用は可能とするが、その際は、音量や音質、時間、スピーカーの向き等に十分配慮すること。
⑤ 芝生にペグを打つ場合は P.4 の注意事項を確認し、禁止エリアには打たないこと。
⑥ 既存駐車場は、原則、駐車場として使用し、障がい者用の駐車スペースを設けること。
⑦ グラウンド内へは車両(自転車を含む)の乗り入れをしないこと。
⑧ 堤防・加古川バイパスから 10mは間を空け、原則、使用しないこと。
⑨ みなもロードに車両(自転車を除く)を乗り入れる場合は、事前に県の許可を得ること。
⑩ 河川敷で花火の打上はしないこと。
⑪ 事故発生や警察からの注意等、トラブルが起きた場合は速やかに報告すること。
⑫ 荒天や、河川増水によるイベント中止・設置物の撤去等の指示に必ず従うこと。

13.河川敷の使用手続き

必須 （１ヶ月前まで）
☐ 公園緑地課に「都市公園内行為許可申請書」及び添付資料を提出する。

必須 （公園外の占用許可を申請する場合は３ヶ月前まで）
☐ 公園緑地課に提出した書類一式の写しを国土交通省にメールで提出する。
※公園の範囲を超える可能性がある場合は、国にも別途申請が必要。

必須 （１ヶ月前まで）
☐ 警察署に警備計画の相談をする。



火気を使用（調理等）する場合
☐ 消防署に「露店等の開設届出書」を提出する。



みなもロードを使用する場合
☐ 東播磨県民局に承認申請をする。



河川を使用する場合
☐ 兵庫県公安委員会に催物開催届出書を提出する。



堰堤を使用する場合
☐ 米田水源地に届出をするため、問い合わせる。



JR橋梁付近でクレーン車等重機を使用する場合
☐ 電線（営業線）に抵触する恐れがある場合、事前に協議が必要か確認する。

※会場使用に係る関係機関へは、期日までに必要書類を添えて届け出ること。
期日までに届出の事実が確認できない場合は、補助金の決定を取り消すことがあります。
※使用内容によっては、保健所等、上記以外の手続きが必要な場合もあります。

14.その他

① 補助金の交付が決定した事業は、団体名や事業内容、交付決定額などを公表します。
また、市ホームページや市民活動推進課 SNS を通じて団体や活動を紹介するなど、広報活動を行います。
場合によっては、報道機関へ活動内容の情報提供をさせていただくこともあります。
広報活動を希望する団体は、事業の採択が決定した後にご相談ください。

② 虚偽の申請が判明した場合や、提案内容に大幅な変更が生じた場合など、補助金の交付決定を取り消すことがあります。

③ 加古川市における暴力団の排除の推進に関する条例および加古川市補助金等交付規則の規定により、補助事業から暴力団等を排除するため、提案書や添付資料等に記載されている情報を兵庫県警察に提供・照会させていただくことがあります。

④ 団体の代表者や事務所の住所など、市への提出内容に変更が生じた場合は、速やかに報告してください。
変更事項の報告がなかった場合は、補助金をお支払いができないことがあります。

⑤ 提案事業の採択・不採択に関わらず、提案に係る費用は全て団体の自己負担です。
補助金交付事業を実施しない場合についても同様です。

⑥ 必要に応じて公的機関等へ情報提供をさせていただく場合があります。

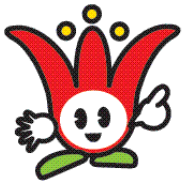
⑦ 市または関連行政機関からの要請等がある場合には遵守してください。

⑧ テーマ設定型については、市のかわまちづくりに関する事業には協力をお願いします。

⑨ イベント等で発生したゴミは正式な手続きをして処分してください。







15.よくある質問（Q&A）

●対象団体・対象事業について

Ｑ１．地域の交流サロンを運営する団体を立ち上げたいのですが、対象となりますか？

Ａ１．地域の人が集まって健康づくりのための体操をするなど、茶話会などの親睦以外に課題解決の目的があれば対象となります。

Ｑ２．昨年設立したダンスサークルの公演に費用がかかるのですが、補助金を申請できますか？

Ａ２．サークルや趣味の会が実施する発表会などは対象事業とはなりません。

Ｑ３．一般市民に向けた研究会や勉強会などは対象になりますか？

Ａ３．単に研究会や勉強会を開催するだけでなく、その研究結果などをまちづくりに生かすことが目的であるなど、具体的に活用するところまでを1つの事業とする場合は対象になります。

Ｑ４．提案時点では団体の構成員が5人以上いますが、卒業や引っ越しなどに伴い、事業を実施する年度には団体の構成員が5人未満になります。このような団体も対象となりますか？

Ａ４．団体の構成員が5人未満になることが明らかな場合は対象になりません。ただし、事業実施時にやむを得ない理由で5人未満になった場合は、補助対象とします。なお、団体の構成員について変更が生じた場合は、新たな構成員名簿を提出してください。

Ｑ５．「営利活動を目的としない」団体とはどのような団体のことですか？

Ａ５．事業によって得た利益を、会員等で分配しない団体を指します。よって、事業実施にかかる実費相当の金額を参加者から徴収するなど、適正な受益者負担を求めることや、寄付・クラウドファンディングなどで活動資金を調達することは差し支えありません。

●地域協働型について

Ｑ６．地域協働型の場合、地域団体にPTAは含まれますか？

Ａ６．含まれます。地域団体とは、町内会、老人クラブ、婦人会、少年団、PTAなど、地域のために地域の人が活動する団体のことをさします。

Ｑ７．地域協働型の場合、各地区の町内会連合会で申請するときも他団体との協働が必要ですか？

Ａ７．各地区の町内会連合会など、町内会の範囲を超えた地域の（複数の）団体で構成されている場合はそれだけで協働で実施することにあたりますので、単独での提案が可能です。

Ｑ８．地域協働型で町内会として提案したい場合、相手方は同じ町内会内の団体でもいいですか？

Ａ８．小学校のPTAなど、町内会の範囲を超えた地域団体を協働の相手方とすることは可能です。
町内会とその町内会内の少年団など、同じ町内会内の団体を協働の相手方とする場合は対象となりません。

Ｑ９．町内会の敬老事業に楽器の演奏団体に来てもらうのは、地域協働型の対象事業になりますか？

Ａ９．市民活動団体を単に出演者としてイベントに呼ぶ事業は、協働で実施する事業にあたらないため補助の対象にはなりません。

Q10.町内会で事業提案をしたいのですが、協働の相手方は民間企業でもいいですか？

A10.かまいません。ただし、違う地域（町外）の社員が含まれている企業であることを条件とし、家族経営など社員が全員同町内会内の住民である場合は対象外とします。

Q11.町内会内の集会所を会場として町内会から提供された場合、地域協働型で提案ができますか？

A11.単に会場として町内会所有の施設を使用することは、地域団体との協働にはあたりません。
それぞれの団体がそれぞれの強みを生かした役割分担をして、連携して取り組む事業の提案をお待ちしています。

Q12.地域のお祭りを2つの町内会合同で実施したいのですが、地域協働型での提案は可能ですか？

A12.お祭りやお楽しみ会、交流サロンなど、親睦を目的とした事業は対象となりません。
親睦を目的としていない、地域のための事業であれば、複数の町内会で連携して実施する内容について提案は可能です。

●スタート応援型について

Q13.新しく開始してから3年間で完結する活動を、スタート応援型で提案できますか？

A13.スタート応援型のうち、一般枠については新たに立ち上げた活動を継続していただくために支援するものです。継続して実施する見込みのない活動については、提案していただくことができません。
ただし、学生枠については、単年度や3年以内で完結する事業に関しても提案いただくことが可能です。

Q14.これまでに3年以上、継続して市民活動を行ってきた団体は提案できませんか？

A14.新たな活動を開始する場合や、提案事業とする活動を開始して3年未満の場合は提案可能です。
3年未満かどうかは、団体の活動年数ではなく、提案事業の実施年数で判断します。

Q15.活動拠点を移転して実施する場合は、新たな活動として提案できますか？

A15.提案できません。ただし、現在の活動を継続したうえで、新たな活動の拠点を増やす場合などは、提案していただくことができます。なお、活動の回数や参加人数を増やす場合は、新たな活動とみなすことができません。

Q16.スタート応援型（学生枠）の要件にある「学生」の範囲はどこまでですか？

A16.高等学校、中等教育学校の後期課程、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校の高等課程・専門課程に籍を置く生徒、学生を指します。
なお、学校の所在地や、学生の居住地は問いませんので、加古川市外にある学校に通っている方や、加古川市外に居住している方も対象となります。

Q17.スタート応援型（学生枠）で、教員はどの程度学生の活動のサポートをしてもいいですか？

A17.原則、学生のみの自主的なまちづくり活動とはいえ、行政との事務連絡や手続きなど、先生方には必要なサポートをいただけたら幸いです。

●テーマ設定型について

Q18.河川敷でのイベントは、希望した日時に開催することができますか？

A18.市が事前予約を行いますので、会場を確保しやすくなります。ただし、市の行事や他の団体のイベントと重なった場合など、ご希望に沿えないこともあります。他の団体とイベント日程が重なった場合は、事前に空き日程へ変更するか、公開プレゼンテーションの結果を受けて日程を調整（3月中）いただく可能性があります。

Q19.河川敷の使用における禁止事項を行った場合はどうなりますか。

A19.河川敷の使用における注意事項や関係機関からの指示等に従わず、施設や設備等を損傷させた場合は、原状回復や損害の賠償を求めることがあります。

●課題解決型について

Q20.課題解決型（団体提案枠）で提案する場合、協働する加古川市の担当課は必須ですか？

A20.必須です。協働する担当課が不明な場合は、市民活動推進課までご相談ください。

Q21.市と協働する場合、市の役割分担には具体的にどのようなものがありますか？

A21.広報協力や情報提供、会場の確保、関係団体の紹介などが考えられます。

●対象経費・対象外経費について

Q22.協働で事業実施する相手方に謝礼を支払う場合、報償費の対象になりますか？

A22.協働の相手方への報償費は補助の対象となりません。
また、人件費や謝礼の授受を伴う関係は、当補助金の協働の相手方とはみなしません。

Q23. 事業の実施場所に大きな備品や機材を運ぶために軽トラックを借りる必要があります。この経費は補助金の対象になりますか？

A23. レンタカーを借りる目的が、人の移動ではなく物品の運搬の場合、レンタカーの費用は賃借料として対象経費に計上することができます。

Q24. 令和9年4月の事業に使用する印刷物を制作し、令和9年3月に支払う場合対象となりますか？

A24. 対象となりません。令和9年4月以降の支出分が対象となります。

Q25. 事業にかかった費用で、領収書の代わりに請求書の提出でもいいですか？

A25. いいえ。請求書では支払いをした証明にはなりません。納品書も同様です。ただし、別途振込明細書等支払いを証明する書類を添付いただくことで認められる場合があります。

Q26. やむを得ず事業を延期・中止した場合、そこまでにかかった経費は補助対象になりますか？

A26. はい。天候等の不可抗力による延期・中止の場合は対象になります。
※申請者の自己都合や準備不足等による場合は対象になりません。

Q27. 個人に会場の設営を委託した場合、その委託料は補助対象になりますか？

A27. いいえ。個人（個人事業主を含む）への委託料は、原則、補助対象経費として認められません。ただし、他の法人に委託するよりも安価であることが明らかな場合に限り、個人への委託料を補助対象経費として計上できることがありますので、事前にご相談ください。

Q28. 事業の打合せ時に借りる会議スペース等の使用料は補助対象になりますか？

A28. はい。 事業に直接かかる会議であれば使用料として対象になります。ヤマトヤシキ5階の市民交流ひろばの貸室であれば、室料の減免が受けられますのでご検討ください。

●その他

Q29. 団体名義の口座がない場合、補助金の受け取りは団体の代表者個人の口座でもいいですか？

A29. 代表者であっても個人口座への振込みはできませんので、団体名義の口座を開設してください。

Q30. 提出書類に団体規約とありますが、民間事業者の場合は何を提出したらいいですか？

A30. 民間事業者の場合は、企業概要などでかまいません。

（参考）

・協働とは

「協働」とは、「市民、地域コミュニティ団体、市民活動団体、事業者、大学、行政等の多様な主体が、地域における課題をともに考え、共有し、それらの解決や目指すまちの姿の実現に向けて、互いを尊重し、それぞれの特性を生かして力を発揮し、一体となって取り組むこと」とします。

なお、市民と行政との協働だけではなく、地域コミュニティ団体と市民活動団体との協働、市民活動団体同士の協働等、多様な主体間の協働も含みます。

・「キョウドウ」の違い

「協働」と意味を取り違えられやすい言葉に、「共同」と「協同」があります。
どの「キョウドウ」も、複数の主体が同じ目的に向かって活動することは共通していますが、各主体の立場や活動内容に違いがあります。

	立場	活動	目的
共同	同じ	同じ	同じ
協同	異なる	同じ	同じ
協働	異なる	異なる	同じ

例:「子どもの見守り」を目的とした協働



「子どもの見守り」という同じ目的に向かって、立場の違う人が自分のできることや得意なことを生かしてそれぞれが異なる活動をしています。

令和8年度加古川市協働のまちづくり推進事業補助金　採択事業一覧

№.	区分	団体名	申請事業	事業概要	交付申請 予定額(円)
1	スタート (一般)	加古川おもちゃ病院	加古川おもちゃ病院	おもちゃを修理することで、幼児・児童が物を大切にする心、愛着を持つ心を育み、シニアーには、ボランティアー活動参加による、生きがいに繋げていく。	257,000
2	スタート (一般)	保育キャリア協会	加古川子どもお仕事体験フェスタ まちが先生になる日	様々な職業体験ブースを通して、こどもたちに仕事の魅力を伝えるとともに、参加する地域の人たちが世代を超えて子どもを育て合う"共育フェスタ"を実施する。	327,000
3	スタート (学生)	兵庫大学　加古川てらこやプロジェクト	加古川てらこや2026事業	地域全体で子どもを見守る中、子どもたちが夢や希望を持ち、地域コミュニティが形成されていくための活動を加古川てらこやと協働で実施する。	100,000
4	スタート (学生)	兵庫大学　健康教室実行委員会	健康教室・健康教室カフェ	高齢者の健康に対する意識を高めるとともに、社会的孤立を減らし、健康寿命を長く保つため、健康教室や健康指導、健康体操等を実施する。	200,000
5	スタート (学生)	兵庫大学　なごみカフェ	兵庫大学なごみカフェ	高齢者の社会的孤立を防ぐことを目的に、地域へ出向く出張型カフェを実施し、参加者と一緒にコーヒーの焙煎を行い、会話を通じて学生や参加者同士が交流できる場を提供する。	200,000
6	スタート (学生)	やまどりみらいプロジェクト	山採りおよび里山整備	里山の持続的な活用を目指して、加古川の里山の整備と、その過程で得られた資源を活用している。	170,000
7	スタート (学生)	兵庫県立農業高等学校　食品加工研究会	東播磨産大麦を利用した燻製材の開発	東播磨産大麦と工場からの廃材を活用し、大麦スモークウッドを開発する。	200,000
8	テーマ	K-FESTA実行委員会	肉レゲェフェスティバル	加古川市内のお肉屋さんを中心とした飲食ブースと、レゲエアーティストによる音楽ステージが楽しめるイベントを開催する。	1,000,000
9	テーマ	KAKORAGGA MUZIK	ONE LOVE KAKOGAWA 2026	有名アーティストによる音楽ステージ、多数の飲食ブースやアウトドアショップ、キャンプのワークショップなどを楽しめるイベントを開催する。	1,000,000
10	テーマ	Kako Re:Birth（カコリバース）	こどももおとなも「しん」体験！ カコ・リバース2026	ステージ・たいけん・あそび・ものづくり・たべものの5つの価値を組み合わせた「しん」体験のコンセプトに沿ったイベントを開催する。	1,000,000
11	テーマ	株式会社　inuto.	ココアスドッグフェスin加古川河川敷	広い河川敷を活用したドッグランや、多数の物販ブースを設け、愛犬家のコミュニティづくりを目指したイベントを開催する。	1,000,000
12	テーマ	肉のまちづくり推進協議会	第4回　JAPAN　BEEF FESTIVAL in Kakogawa	市内の地場産業従事者の出店を募り、来場者がキッチンカーやBBQなどで様々な肉を楽しめるイベントを開催する。	1,000,000
13	テーマ	わんぱくフェス実行委員会	わんぱくフェスIn加古川	ゲームやYouTubeが遊びの主流になっている現代において、子どもたちが屋外で一日遊べるようなコンテンツを多数盛り込んだイベントを開催し、親子のコミュニケーションを図り、思い出作りをする。	1,000,000
14	テーマ	KOTOMINE　エンターテインメント	加古川大道芸フェスティバル 2026	ジャグリングのワークショップとストリートパフォーマンス、ゲストパフォーマーによる大道芸大会を同時開催する。また、飲食ブースも多数出店する。	1,000,000
15	テーマ	つくるとであう	つくるとであう　2026	障がい者や性的マイノリティーの人たちを含む誰もが参加できるバリアフリーな会場をつくり、ダンスステージや展覧会、世界の食文化などを楽しめるイベントを開催する。	1,000,000

令和8年度加古川市協働のまちづくり推進事業補助金　採択事業一覧

№.	区分	団体名	申請事業	事業概要	交付申請 予定額(円)
16	テーマ	株式会社　ムサシ	ムサシオープンデパート朝市	多数の出店者によるマルシェを楽しめるイベントを夕方から夜にかけて開催する。	300,000
17	テーマ	夢・勇気・希望プロレス実行委員会	第1回加古川河川敷プロレス大会	こどもから大人まで楽しめるプロレスイベントを実施する。キッチンカーや、飲食ブースも多数出店する。	1,000,000
18	テーマ	一般社団法人　縁日地域振興協会	兵庫加古川縁日	地域住民の交流促進を目的に、飲食・物販・体験学習・ステージ等を融合した総合型地域イベントを実施する。	1,000,000
19	課題解決（行政）	加古川認知症の人と家族サポーターの会	認知症の人に優しいまちづくり事業	認知症に対する偏見の解消、認知症本人やその家族の精神的、肉体的な負担の軽減、および共生社会の実現に向けた公開講座を開催する。	117,000
20	課題解決（行政）	ひょうごパラスポーツ指導者協議会東播磨地域委員会	第5回アザレア杯卓球バレー交流大会＆STT＆モルック体験会	障がい者がスポーツをもっと身近に感じ、生きがいにつながるようなスポーツ体験や交流を目的として卓球バレー交流大会やSTT・モルック体験会を開催する。	92,000
21	課題解決（行政）	NPO法人　One by one	かこがわLOVE防災	「共助」による避難支援体制づくりを進めるため、加古川市民を対象としたワークショップや、各町内会と協働で防災学習や防災体験セミナーを開催する。	500,000
22	課題解決（団体）	みらい婚活支援団体	ごみひろいで、ご縁を繋ぐ、恋ひろい婚	「ごみ拾い」を通じ、結婚したい男女に出逢いの場所を提供する。	110,000
23	課題解決（団体）	訪問型運動支援教室pill bug	凸凹ちゃんと一緒にあそび隊	発達障害や様々な困難を抱えるこどもたちとその保護者が、遊びを通じて色んな人と繋がりが持てるイベントを開催する。	407,000
24	スタート（学生）追加枠	ミヌー	かことんプラス　愛　ふれあいコンサート	Well-beingの実現に向けて、より多くの人たちに音楽を届けたいと思い、「かことんプラス　愛　ふれあいコンサート」を開催する。音楽のまち加古川のもと、障害のあるこどもやその保護者に音楽と触れ合う機会を届けることで、居心地の良い地域づくりや豊かなコミュニティの形成につなげていく。	185,000
					13,165,000